

事業系ごみ 処理のしかた

ごみの減量・資源化を進めましょう



コスト削減

ごみの減量は、ごみ処理費用に直結します。

設備や事務用品等の無駄遣いを減らし、再使用・節約を促進すれば、経費の節約・効率化につながります。

イメージアップ

環境への関心が高まる中、ごみの減量・資源化への取り組みを積極的に推進することは、企業のイメージアップにつながります。

意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことで、事業の合理化につながります。

また、一人ひとりが考えることで、意識改革を促します。

金沢市環境局
令和6年3月

事業系ごみとは



事業系ごみとは、事務所や店舗、飲食店、官公署、学校、病院などの事業活動に伴って発生するごみのことです。



事業系一般廃棄物とは、事業系ごみのうち、以下の20種類の産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

産業廃棄物の種類		例	
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭ガラ、コークス灰、産業廃棄物焼却残さ、炉清掃掃き出し物	
	2 汚泥	めつき汚泥、活性(余剰)汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥、建設系汚泥	
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類	
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液	
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃アンモニア液、不凍液	
	6 廃プラスチック類	ポリ塩化ビニル、ポリエチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、廃タイヤ(合成ゴム系)、合成繊維くず	
	7 ゴムくず	天然ゴムくず	
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ	
	9 ガラスくず、コンクリートくず ^(※) 及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード、コンクリート製品の製造過程で生じるコンクリートくず (※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)	
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鑄物砂	
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等	
	12 ばいじん	ダスト、粉じん ^(注1)	
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
		製造業	パルプ、紙又は紙加工品の製造、製本業等に係るもの
	14 木くず	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
		製造業	木材、木製品又はパルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの
		物品賃貸業	リース物品に係るもの
		全ての事業	貨物の流通のために使用したパレット等
	15 繊維くず (天然のものに限る)	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
		製造業	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの
	16 動植物性残さ	製造業 ^(注2)	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固体不要物	と畜場・食鳥処理場	獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、鶏等のふん尿
	19 動物の死体		牛、馬、豚、鶏等の死体
20	政令第13号廃棄物	上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固化物等)	

注1) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんで、集じん施設によって集められたもの

注2) 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)、医薬品製造業、香料製造業におけるもの

事業者の責務



事業者は、その事業活動に伴って生じたごみを**自らの責任において**適正に処理しなければなりません。
また、再生利用等を行うなど、ごみの減量に努めなければなりません。

事業系ごみは 町会のごみステーションには出せません!!

事業系ごみは、以下のいずれかの方法によって
適正に処理してください。



民間の処理業者へ委託

▶業者名簿一覧は10頁へ

- ① 資源回収業者(専ら再生利用の目的となる廃棄物である古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取扱い回収を行う業者)のことをいい、許可は不要となっています。)
- ② 許可を受けた一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者

市の処理施設へ搬入

一般廃棄物
(埋立ごみ以外のもの)

東部環境エネルギーセンター
(金沢市鳴和台357番地 TEL:252-6049)

※前日までの予約、処理料金が必要です。

埋立ごみ
一部の産業廃棄物

戸室新保埋立場
(金沢市戸室新保口480番地1 TEL:236-1521)

※処理料金と提出書類が必要です。

- 埋立ごみ ・届出書
- 左頁の産業廃棄物分類表に例示する①、②、⑨及び⑪。ただし、市が定める基準を満たさない場合は搬入できません。

- ・マニフェスト(産業廃棄物管理票)
【電子マニフェストの場合は受渡確認票】
- ・その他の必要書類

- 詳細につきましては、各施設へお問い合わせください。

自己処理

生ごみ処理機で堆肥化するなど、事業所内で処理します。

ごみの不法投棄・野焼きは犯罪です!!

ごみをみだりに投棄、又は適正な焼却設備を用いずに焼却(一部例外を除く)を行うと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はこれらの併科に処せられます。



ごみの適正処理は排出事業者責任です!!

無料回収業者や廃棄物処理業の許可を有していない業者に処理を委託することは、絶対に行ってはいけません。もし行うと、その廃棄物を排出した事業所も行政処分又は罰則を受け、更に処理費用等を負担しなければならない場合があります。



事業系ごみの分別一覧

▶業者名簿一覧は10頁へ



一般廃棄物

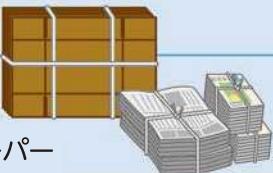
産業廃棄物

例

処理の仕方

紙ごみ

段ボール・雑誌・新聞紙
雑がみ(紙箱、チラシ、
ボール紙など)、オフィスペーパー



・古紙回収業者に委託しリサイクル

※機密文書は、機密情報を保持したまま処理を行うことが可能
です。(6頁参照)

・一般廃棄物処理業者に委託又は自己搬入

生ごみ

食品の食べ残し、売れ残り
厨房ごみ、茶がら
(水切りを徹底してください)
※特定事業に伴うものを除く



・リサイクル業者や生ごみ処理機による 減量・堆肥化

・一般廃棄物処理業者に委託又は自己搬入
※食品関連事業者は、食品リサイクル法に従って処理を行って
ください。

その他燃やすごみ

紙ごみ以外の紙くず
繊維くず(天然のものに限る)
木くず
※特定事業に伴うものを除く



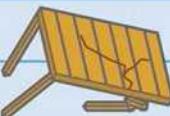
・一般廃棄物処理業者に委託又は自己搬入

剪定枝、枯れ草



埋立ごみ

木製の家具・机・箱など



廃プラスチック類

ペットボトル、弁当がら
ビニール袋
容器包装プラスチック など



・可能な限り使用・再生利用 ・資源回収業者に委託しリサイクル ・産業廃棄物処理業者に委託 又は自己搬入

金属くず

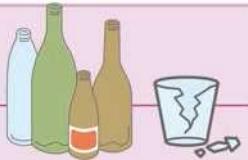
空缶(アルミ・スチール)
スチール机・椅子
ロッカー など



※事業所から排出されるペットボトル、容器包装
プラスチック(弁当がら、カップ麺の容器等)、
空缶、あきびん等は、すべて産業廃棄物となり
ますのでご注意ください。

ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず

あきびん、カップ、茶碗



スプレー缶のガス抜きや穴開けをする場合は、風通しの
よい、火気のない屋外で行ってください。

その他の産業廃棄物

蛍光灯、乾電池、バッテリー など

産業廃棄物処理業者に委託

その他の産業廃棄物

パソコン



メーカーにお問い合わせください

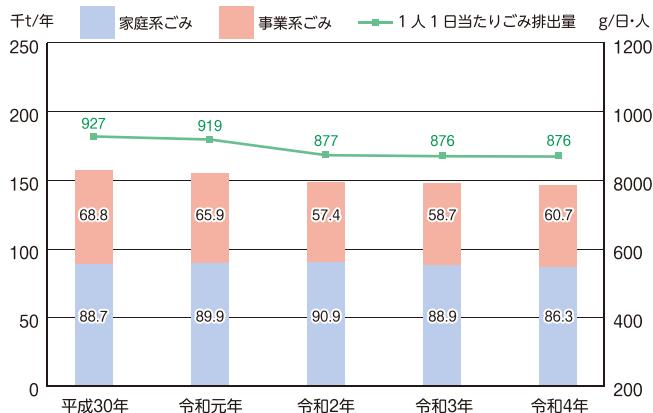
金沢市のごみの現状と目標



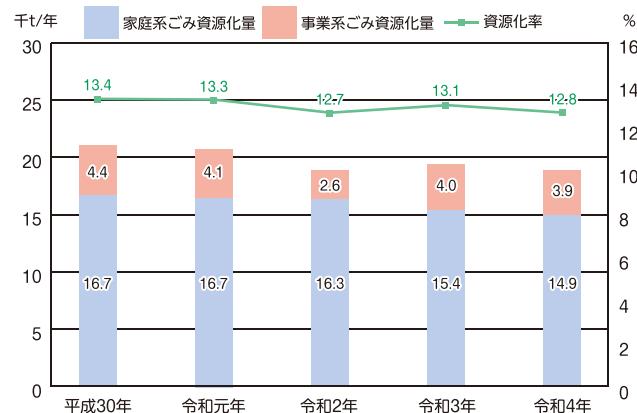
金沢市のごみの現状

ごみの排出量について、家庭系ごみは令和2年度までの微増傾向から減少に転じ、事業系ごみは令和4年度に微増したものの平成30年度対比で11.7%減少しています。資源化率については、この5年間はほぼ横ばいの状況です。

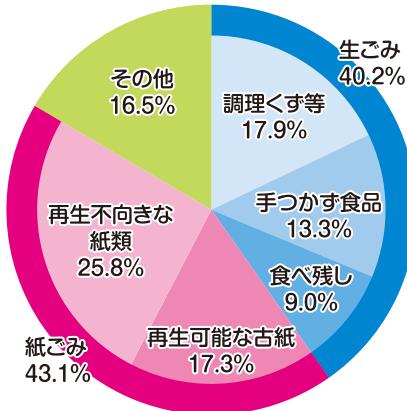
ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量



ごみ資源化量と資源化率



令和4年度事業系燃やすごみの重量構成比



令和4年度事業系燃やすごみの組成調査から、生ごみが40.2%、紙ごみが43.1%を占め、中でも再生可能な古紙（新聞・段ボール等）が17.3%含まれていることが分かりました。

金沢市の目標について

令和6年3月に策定した金沢市ごみ処理基本計画（第7期）では、計画前期末（令和10年度）までに事業系ごみの排出量を52,000tに抑制することを目標としています。

目標を達成するために、

- ① ペーパーレス化やイベントごみの減量化等の促進、食品ロスの削減による「発生抑制・リユースの推進」
- ② デジタル社会に適応した古紙資源化の検討や事業者の取り組みに対する支援・指導の強化による「古紙・生ごみ等の資源循環の推進」

など、様々な事業系ごみに関する施策に取り組んでいきます。

事業系ごみの総排出量

年度／単位(t)	総排出量	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ
令和4年度	60,740	43,827	12,971	3,942
令和10年度	52,397	35,232	13,554	3,611
差引	▲8,343	▲8,595	583	▲331

事業系ごみの減量・資源化のポイント



ごみの管理状況や排出状況を把握し、分別を徹底する

ごみの種類によって処理方法や処分場所が異なります。以下のチェックポイントを参考に、排出されるごみの状況を把握し、分別を徹底しましょう。

ポイント1 現状把握

チェック欄		
1	ごみの減量・資源化の担当者を選任 (廃棄物管理責任者、環境推進員等)	
2	ごみの排出量・種類の調査	
3	ごみの保管場所及び分別状況の確認	
4	ごみの処理方法及び処分場所の実地確認	
5	ごみの減量・資源化計画の策定	



ポイント2 具体的な取り組み

チェック欄		
6	ごみ分別ボックスの設置	
7	分別早見表を作成し、分別ボックス付近に掲示	
8	ごみ箱を適正に配置(一箇所に集約する等)	
9	内部資料などは裏紙を利用	
10	使用していない事務用品を集める	
11	ごみの排出量をグラフ化	

分別早見表(例)

品名	分類	備考
あきびん	ガラスくず(産廃)	
アルミ缶	金属くず(産廃)	資源物
インクリボン	廃プラスチック類(産廃)	
:	:	
新聞紙	古紙(新聞紙)	資源物
段ボール	古紙(段ボール)	資源物
:	:	
容器包装プラスチック	廃プラスチック類(産廃)	



◆取り組みのポイント、古紙分別早見表等の詳細はこちら

紙ごみの減量・資源化の推進

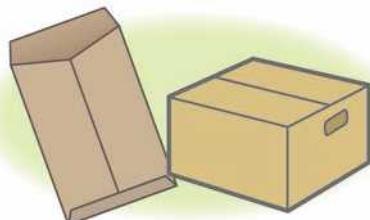
事業系ごみの中で、大きな割合を占めるのが紙ごみです。紙ごみは、ちょっとした努力により減量・資源化の効果が大きく期待できるため、積極的に取り組みましょう。

① 使用量を減らす

- ・コピー用紙の裏紙利用



- ・封筒、箱などの再使用



- ・ペーパーレス(電子化)の推進

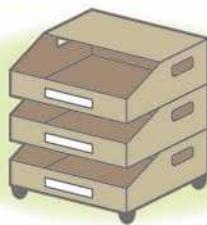
保管場所が不要となり、無駄使いがなくなります。

② 分別を徹底し、リサイクルに取り組む

- ・紙ごみの種類を調べる

段ボール
雑誌
新聞紙
雑がみ
オフィスペーパー
シュレッダーくず
リサイクルできない紙 等

- ・分別ボックスの設置



- ・機密文書のリサイクル

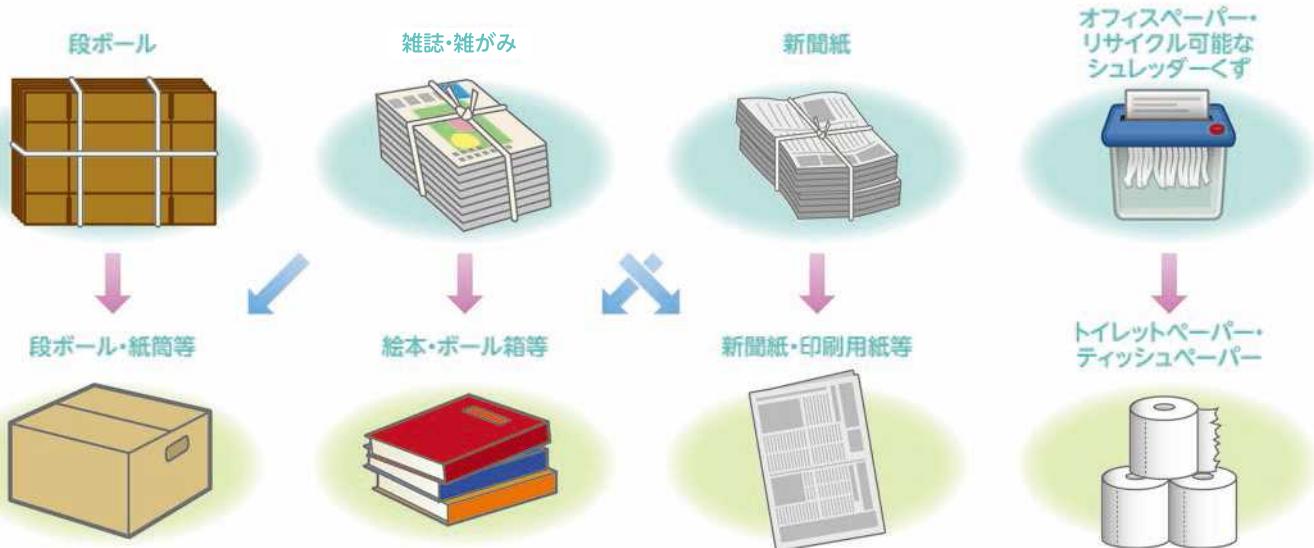


機密情報を保持したまま、リサイクルできます。

古紙のリサイクル

▶業者名簿一覧は10頁へ

古紙は、種類によってそれぞれ異なる製品へとリサイクルされるため、分別することが大切です。下記の区分を基本として、分別に取り組んでみましょう。



紙の原料にならないものや再生の障害になるものが含まれているため、リサイクルを行うことができないものなどを **禁忌品**といいます。禁忌品が混入すると、再生紙の品質低下や機械の故障を招くため、リサイクル可能な古紙には混ぜずに、別途ごみとして処理してください。

一般的な禁忌品一覧

紙類

- ・窓付き封筒
- ・金属が箔押しされた紙
- ・防水加工された紙
- ・捺染紙
- ・裏カーボン紙、ノーカーボン紙
- ・感熱性発泡紙
- ・圧着はがき
- ・合成紙
- ・感熱紙
- ・臭いのついた紙
- ・印画紙の写真
- ・油紙
- ・プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙

紙以外

- ・粘着テープ類
- ・ガラス製品
- ・発泡スチロール
- ・セロハン
- ・プラスチック製品
- ・布製品
- ・ファイルの金具
- ・金属クリップ類
- ・フィルム類
- ・ワッペン類

機密文書の処理

▶業者名簿一覧は10頁へ

機密文書等の書類を市販のシュレッダー機器にかけると、紙の繊維が破壊され、リサイクルが大変困難になります。以下の方法では、厳重な管理の下**機密情報を保持したまま**リサイクルすることが可能となっており、ごみの減量・古紙のリサイクルに取り組むことができます。

直接溶解処理

事業者から回収した機密文書を直接製紙工場に持ち込み、巨大なミキサーの中に投入し、水と一緒に液状化する処理方法です。立ち会うことも可能で、そのまま段ボール箱を開封せずに投入するか、箱から取り出して投入します。



破碎(裁断)処理

破碎機を使用して引きちぎったり、大型シュレッダーを使用して切り刻んだり、機密文書の入った段ボールを開封せずにそのまま裁断等の処理を行います。それぞれの方法で破碎(裁断)された後は製紙工場に持ち込まれ、溶解処理を経てリサイクルされます。誰が運搬し、どこで処理するかにより、回収・出張・自己搬入の3種類の方法を選択できます。

※処理の完了を確認する方法として、[溶解証明書・処理完了報告書\(有料\)](#)があります。

生ごみ(調理残さ)の減量・再利用のために

燃やすごみの中で、古紙類とともに減量・資源化に取り組めるのが厨芥類で、いわゆる生ごみや食品廃棄物のことです。そのポイントは以下の4点となります。

ポイント1 水切りの徹底

生ごみや食品廃棄物の重量の大半は水分です。
水切りを徹底することで、かなりの減量効果が期待できます。

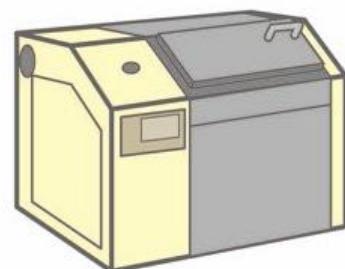


ポイント2 生ごみ処理機を活用した減量化・資源化

生ごみが大量に発生する事業所の場合、業務用生ごみ処理機を導入した方が廃棄物処理費用が安価になるケースがあり、処理過程で有機物を多く含む有用な堆肥が生成されます。

また最近では、処理過程で生ごみがほとんど残らない「消滅型」の生ごみ処理機も登場しています。

生ごみの排出量や種類、処理機の設置場所、生成物の利用方法により、販売業者やインターネット等で情報を収集し、最適なものを選択してください。



業務用生ごみ処理機

◎業務用生ごみ処理機の設置に係る補助制度

金沢市では、市内から排出される生ごみ(事業系一般廃棄物)の減量化・資源化を目的として業務用生ごみ処理機を設置する場合、設置費用又はリース費用の一部を助成しています。詳しくは、ごみ減量推進課(TEL 220-2521)までお問い合わせ下さい。

ポイント3 堆肥化可能な事業者への処理委託

生ごみの中から調理残さや食べ残しを分別することで、有機堆肥に生まれ変わります。

それを地域の生産者が利用し、農産物が生産され、消費されることにより安定したりサイクルループが構築されます。

調理残さや食べ残し等の食品廃棄物から有機堆肥に再生する事業者への処理委託を考えませんか?



生ごみ(食べ残しや手つかず食品)を減らすために

食品ロスを減らしましょう

日本では、年間523万tの食品ロスが発生していると推計されており、中でも事業系の食品ロス量は約279万t発生しています(農林水産省HPより)。この日本の食品ロス量は、飢餓に苦しむ国への全世界からの食料援助量約420万t(令和3年度)の約1.2倍の量に相当します(消費者庁HPより)。

金沢市では、食品ロスを出さない工夫に取り組む飲食店・宿泊施設を「いいね・食べきり推進店」として登録しています。

**いいね・食べきり推進店 小盛メニュー・食べきりのPRを実施する飲食店を市HPで紹介
登録店舗募集中! 詳しくはこちら▶**



又は環境政策課(TEL 220-2304)までお問い合わせください。

産業廃棄物の処理について



処理手続きの流れ

1. 排出するごみの量及び種類の把握



2. 産業廃棄物処理業許可業者へ相談



3. 収集回数や料金を決め契約書締結



4. 必要に応じ契約を見直し

契約の際のポイント

- ・収集回数は、ごみの種類や量に応じて設定する
- ・収集時間や収集場所は、営業時間や周辺地域への影響を考慮して設定する
- ・収集運搬許可業者や処分業許可業者に対して、排出するごみの種類を取り扱う許可があることを確認する
- ・処分業許可業者に処理能力が備わっているか確認する
- ・収集運搬業許可業者及び処分業許可業者と個別に契約する必要があります(収集運搬業及び処分業両方の許可を併せ持つ業者と契約することも可能です)

(注意点)・**産業廃棄物保管基準**、**産業廃棄物処理基準**や**委託基準**を遵守しましょう。

(※それぞれの基準は、HP等で確認してください。)

- ・産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の引渡しと同時に許可業者に対し、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」といいます。)を交付しなければなりません。マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。
- ・処理責任は排出事業者になりますので、**マニフェストで処理状況を確認**しましょう。

○産業廃棄物の処理やマニフェストに関する問い合わせ先

(一社)石川県産業資源循環協会 尾山町9-13(金沢商工会議所会館3階) TEL : 224-9101

保管基準について

産業廃棄物を保管する場合は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- ・周囲に囲いを設けること。
- ・見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である事を記載した掲示板を設けること(右図を参考にして下さい)。
- ・保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講ずること。
- ・保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。
- ・石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、飛散防止のため、覆いを設ける等の必要な措置を講ずること。

(掲示板の例)

産業廃棄物の保管施設	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
保 管 の 高 さ	1.5 m
管理者の氏名又は 名 称 及 び 連 絡 先	○○株式会社 ○○○○-○○-○○○○

60 cm
以上

60cm 以上

優良産廃処理業者認定制度について

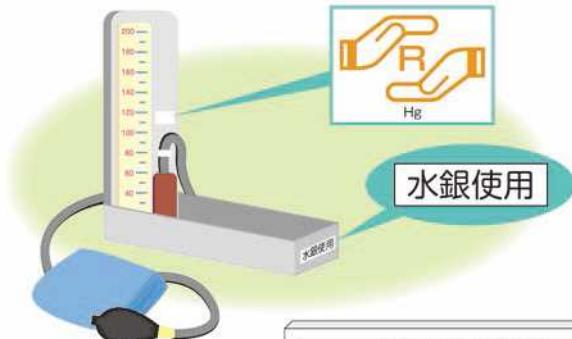
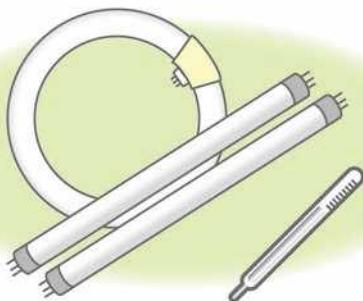
- ・産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定する制度です。産業廃棄物処理業者を選択する指標のひとつとして活用してください。
- ・産業廃棄物処理業者や優良産廃処理業者については、金沢市及び石川県のHPよりご確認ください。

蛍光灯など水銀を含む産業廃棄物の処理方法について

平成29年10月1日から蛍光灯などの水銀を含む産業廃棄物が、新たに「水銀使用製品産業廃棄物」に指定され、処理方法が変わりました。これらの産業廃棄物を処理する際は、本ページを確認の上、適正に処理してください。

対象となる産業廃棄物

蛍光灯、水銀電池、空気亜鉛電池などの水銀使用製品や、水銀の使用に関する表示がされた製品の廃棄物が対象です。対象品目の詳細は金沢市HP等にてご確認ください。



事業場で保管する際は

水銀使用製品産業廃棄物は、専用容器や専用の保管場所を設けるなどして、他の廃棄物と混合しないように保管してください。

また、保管場所の掲示板には「水銀使用製品産業廃棄物」を含む旨記載してください。



自己運搬する際は

「水銀使用製品産業廃棄物」は、破損すると水銀が大気中に拡散してしまうおそれがあります。運搬中に破損することがないように、専用容器に入れるなどして運搬してください。



処理を委託する際は

- ① 委託先の事業者の事業の範囲に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていることを確認してください。
- ② 委託契約書に記載する廃棄物の種類には「水銀使用製品産業廃棄物」と記載してください。
- ③ マニフェスト交付時には、委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」を記載してください。



※許可証が書き換えられない場合もあります。その場合は、事業者や自治体に直接問い合わせるなどして確認してください。

一般廃棄物収集運搬業 名簿一覧



業者名	所在地	電話番号
金沢市清掃(株)	東力2-47-48	291-3951
(株)金沢環境サービス公社	御影町23-10	241-3161
環境開発(株)	大桑町上猫下4-7	244-3132
藤ビルメンテナンス(株)	増泉1-19-13	242-4888
サンデック(株)	専光寺町ハ52-1	268-3988
(株)デイリー・クリーン・サービス	大野町4レ40-172	255-6422
(株)北陸環境サービス	大野町4ソ10-5	204-7575
(株)金剛	大野町4レ40-172	239-4153
三恵物産(株)	四十万町ユ36	298-8139
(有)北伸運輸	本江町11-30	259-0601

業者名	所在地	電話番号
(有)シマハタクリーンサービス	福増町北1287-1	214-1139
(株)ウエイスト北陸	古府3-160	204-7702
(株)やまと商事	八日市3-628-2	240-7345
上昇運輸(株)	専光寺町レ3-30	268-0778
(有)北商事	岸川町ヘ20	257-2222
クリーンライフ(株)	館町ヌ6	229-2961
(株)トスマク・アイ	畠田西2-25	276-0636
(有)石川クリーン	館町ヌ6	229-3010
(株)とむろ	戸室新保ヘ69-1	236-1224

(令和6年3月時点)

- 事業系一般廃棄物の処理等に関する問い合わせ先

金沢市一般廃棄物事業協同組合 鞍月5-181(AUBEビル8階) TEL: 225-8520

古紙回収業 名簿一覧



業者名	所在地	電話番号	自己搬入の可否	機密文書対応
(株)石山商店	駅西本町5-1-10	233-3838	●	●
加藤東一商店	芳斎1-6-21	221-0386	●	
金沢紙業(株)	野町4-6-42	243-3711	●	●
(株)兼子	白山市竹松町727-1	275-0588	●	●
(株)兼六リサイクルシステムズ	湊1-49	239-1408	●	●
(株)越村商店 湊店	湊1-29-2	238-5339	●	●
大松商事(株)金沢工場	神谷内町二121-1	225-8280	●	●
(株)太陽紙業金沢	八日市出町817	240-9889	●	●
玉谷商店	御影町10-1	241-0790	●	●
(株)中部資源再開発	湊1-55-16	238-3262	●	
林商店	末町9-47-40	229-2516		
(株)ヨシダ金沢営業所	広岡2-3-23	261-4595	●	●

回収方法や費用、機密文書の対応方法等については、直接お問い合わせください。

(令和6年3月時点)

事業系ごみの減量化・資源化に活用できる制度等について



事業系古紙のリサイクル

助成 ▶ 古紙保管場所整備費用への助成(補助率1/2 上限10万円)

- 概要** 事業系古紙の保管場所を新たに整備する際に要する費用に対する補助金を交付します。
- 補助金額等** 器材の購入、工事にかかる費用(申請書を金沢市ごみ減量推進課へ提出)



助成 ▶ 機密文書処理費用への助成(補助率1/2 上限10万円)

- 概要** 古紙業者に機密文書の資源化処理を委託する費用に対する補助金を交付します。
- 補助金額** 1tを超えた資源化処理にかかる費用(申請書を金沢市ごみ減量推進課へ提出)



食品ロス削減、生ごみのリサイクル

取組 ▶ いいね・食べきり推進店への登録

- 概要** 食べきり推進に取り組む飲食店等を登録し、市公式ホームページなどで周知します。
- 登録方法** 所定の申請書を金沢市環境局環境政策課(TEL 220-2304)まで提出
- その他** 登録完了後、金沢市から登録証及びステッカー等のグッズを進呈します。

取組 ▶ フードシェアリングサービスの活用

- 概要** まだおいしく安全に食べられるのに「食品ロス」になってしまいそうな食品と購入希望者とのマッチングを行うサービスのことです。
金沢市では、フードシェアリングアプリ「TABETE(タベテ)」への参加を推進しています。
- 登録方法** (株)コークッキングのホームページよりお申し込みください。

取組 ▶ フードバンクの活用

- 概要** 様々な要因で販売が困難になった食品や災害備蓄品の入れ替え食品を寄贈していただき、福祉団体に提供する活動のことです。
- 対象** 賞味期限が2ヶ月以上残っている常温食品(冷蔵・冷凍品は応相談)
- 問合せ** NPO法人いしかわフードバンク・ネット
所在地: 西念3-3-5 石川県勤労者福祉文化会館 電話: 076-222-3310

助成 ▶ 事業用生ごみ処理機の購入費等への助成(補助率1/2 上限100万円)

- 概要** 事業用生ごみ処理機の購入費等に要する費用に対する補助金を交付します。
- 補助金額** 購入費用又はリース費用(申請書を金沢市ごみ減量推進課へ提出)



発行

金沢市環境局 ごみ減量推進課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号
☎ 076-220-2521 fax 076-260-7193
mail:gomigen@city.kanazawa.lg.jp